

河川協力団体指定証交付式

＝羽越河川国道事務所管内で新たに河川協力団体(1団体)を指定＝

国土交通省では、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体等の支援を目的として、これらの団体を「河川協力団体」に指定しています。

荒川では平成25年度に『2団体※』が指定されていますが、このたび、北陸地方整備局長から新たに『1団体(神林さくらの会)』が指定されることとなり、3月27日に羽越河川国道事務所にて、河川協力団体指定証の交付式を行いました。

※平成25年度 指定2団体:「“清流”荒川を考える流域ワークショップ」
「財団法人 関川村自然環境管理公社」



【写真】河川協力団体指定交付式
右:神林さくらの会(代表 野沢氏)
左:羽越河川国道事務所長

河川協力団体指定証交付式



発行およびお問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局
羽越河川国道事務所
(担当:調査課)

〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1

TEL:0254-62-3211(代表)

FAX:0254-62-1106(代表) URL⇒<http://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/>

